

○枘和也副委員長 藤原益栄委員。

○藤原益栄委員 残りの時間で水道用水供給事業について質疑させていただきます。

予算議会を迎えるに当たりまして、令和四年度の決算ぐらいは把握しておかないといけないというふうに思いました。拝見させていただきました。そうしましたら、水道用水供給事業会計は、二百億円を超える事業資金を持っておりまして、このお金は一体どうやってたまったのだろうかと疑問に思いました。それで、ネットで公表されている二〇〇八年度以降の水道用水供給事業の財務諸表を整理してみました。それが資料の一であります。二〇一六年度以前は、元金償還額が減価償却費を上回っていたために、高めに料金を設定して、利益を元金償還額に回しておりました。しかし、二〇一七年度の欄を見ていただくと分かりますが、この年に減価償却費と元金償還額が逆転いたしました。以後、お金がどんどん積み上がると、そういうことになったわけです。令和六年度の予定貸借対照表によりまして、年度末の事業資金は二百三十一億円、正味運転資本は二百九億円になる予定であります。県の水道用水供給事業会計は、利益がなくてもどんどん資金がたまると、そういう状況になっているわけです。この表を作りまして、新たな疑問が生じました。みやぎ型を導入して、初年度の県の決算、令和四年度ですが、営業収益が二十八億円減額となって、営業費用の減額は、十二億二千九百万円にすぎなかったために、十五億円も利益が減るということになりました。そこで、お尋ねいたします。なぜ、みやぎ型導入初年度に十五億円も利益が減額となったのか、御説明をお願いいたします。

○佐藤達也公営企業管理者 水道用水供給事業における純利益は、令和三年度の約十七億円に対し、昨年度は約二億円となり、約十五億円の減少となっております。これは、昨年度の収入から、運営権者の利用料金が差し引かれていることが大きな原因であります。運営権者が收受する一年間の利用料金は、基本的に運営権者が提案した総事業費、これは総額二百八十七億円のコスト削減が図られたものですが、この事業費を、運営権設定期間である二十年間で平準化したものであり、この総事業費には、営業に要する費用に加え、設備機器の更新投資費用等も含まれております。このように、本来、資本的支出となる更新投資費用相当額も営業収益から引かれていることにより、みやぎ型管理運営方式開始後は、しばらくは収益的収支としての純利益が減少することは、当初から

想定しているものでございます。

○藤原益栄委員 質問の二番目なのですが、二番目も今併せて御答弁を頂いた。要するに、毎月運営権者に支払う額というのは、総額を二十年で割って、二十年を十二か月で割ったのが、毎月運営権者に行くということです。ですから、令和四年度の場合、県の営業収益から二十八億円が運営権者に移されましたけど、毎年ほぼ二十八億円のお金が運営権者のほうに行くということですね。そういうことでよろしいですね。

○佐藤達也公営企業管理者 そのとおりでございます。

○藤原益栄委員 それで、資料三を見ていただきたいのですが、運営権者が管路以外の設備投資をした場合に、当然、そのあと減価償却が発生してまいります。その減価償却については、毎年の減価償却費に見合う分を返していただくというか、それを差し引いて、向こうに渡すということにしていますよね。

○佐藤達也公営企業管理者 そのとおりでございます。

○藤原益栄委員 そうしますと、資料三を皆さんにもう一度見ていただきたいのですが、いわゆる緑の部分があります。緑の分の減価償却費については、運営権者から返していたかどうかです。資料二を見ても、この資料二というのは、去年の三月十日ですから、予算分科会の中で出された資料だと思えますが、そういうふうになっていきます。それで、だから緑の減価償却費は返してもらうのです。けれども、左下の黄色の部分の三角形。これは、これまで企業局が設備投資してきた分の減価償却費については、そのまま運営権者にプレゼントする形になっていると。ここの部分を回収できるような制度的な仕組みはないというふうに私は思うのです。この黄色の部分の減価償却額の総額は幾らになりますか。

○佐藤達也公営企業管理者 まず、今、委員からお話ございました減価償却費の関係なのですが、コンセッション事業であるみやぎ型管理運営方式においては、運営権を設定した設備機器についても、引き続き県の所有となりますので、減価償却費はこれまでどおり県が運営費用として計上するということになります。また、運営権者が更新した設備機器についても、県の所有として減価償却費を計上しますので、また、これと同額の、これは藤原委員の資料二にも示されておりますとおり、運営権者更新投資収益として収入に計上することにより収支が相殺されるため、運営権者における設備更新が進

むにつれて、純利益が増加するということになっております。なお、御質問のありました運営権設定期間において、県が計上する減価償却費の額は、みやぎ型管理運営方式導入時において、約百五億円と見積もっておりますが、これは本来県が費用として計上すべきものであり、肩代わりということではございません。

○藤原益栄委員 私は多賀城市で三十六年市議会議員やっております、公営企業会計は一生懸命勉強したのです。それで、企業会計というのは、複式簿記で非常によくできているのです。費用があれば、それに対応する収入がきちんと計上されるようになっていくのです。ただ、費用だけ計上してそれに見合う収入は運営権者にあげてしまうというこれは、私は公営企業会計の原則に反すると思いますよ。運営権者が新たに設備投資した分についてはきちんと県が減価償却費を計上するときに、戻してもらおうでしょ。戻すのか、それをあらかじめ差し引いて利用料金を出すのか、どちらでも同じことなだけど。緑の分は返してもらおうけど、黄色の部分は返してもらわなくてもいいのだというのは、私はちよつと理解できないのですけど。

○佐藤達也公営企業管理者 まず、みやぎ型管理運営方式の考え方なのですが、総事業費ございまして、総事業費に対して二百八十七億円の減額になっております。その減額になった事業費を先ほど委員がおっしゃったとおり、二十一年間で割って、それを我々でいうと、収入のほうから差し引くということになっております。ところが、その事業費の中には、収益的収支に含まれるもののみならず、更新費用等についても含まれた収支額ということになっておりますので、会計上は確かに収益収支の部分から、更新投資の部分を差し引くということは普通はないと思います。ただ、みやぎ型の場合には、それも含めて収益、それも含めて料金というふうになっておりますので、その資本的支出の部分も差し引かれているためにそこで減額になっていると。それは、更新投資が進むにつれて増えていくということでございますので、スキームとしては全く問題ないというふうに考えておりますし、これについては、そういったスキームであるということについて、公認会計士も含めた委員会の中で検討して了解していただいたスキームになっております。

○藤原益栄委員 みやぎ型を導入して経費が下がるのだったら、費用が減りまして、こんな収入だけ大きく減って、費用がそれに見合っただけ減らないとはおかしいと思うのです。

引き続き取り上げますので、よろしくお願いいたします。終わります。